熊本県農山漁村女性活躍表彰実施規程

１　目的

熊本県農山漁村女性活躍表彰実施要領５及び６の規定に基づき、必要な事項を定める。

２　対象となる活動

次の６部門の内容例を参考に、いずれかの部門を選択する。

Ａ　女性地域社会参画部門（個人）

農山漁村の女性が中心となった地域の農林水産業の振興及び農山漁村の活性化のための以下の活動等を中長期（１０年以上）にわたり積極的に実施している個人の取組。

・地域の雇用の創出や耕作放棄地の解消等、地域の活性化に資する活動
・小学校等での農林漁業体験や伝統料理教室等による食と農林漁業に関する教育活動
・その他、女性が地域社会参画に向けて取り組む諸活動
・農林水産関係組織・団体における役員等への女性登用に積極的に取り組む活動

Ｂ　女性地域社会参画部門（組織）

農山漁村の女性が中心となった地域の農林水産業の振興及び農山漁村の活性化のための以下の活動等を中長期（１０年以上）にわたり積極的に実施している組織・団体等の取組。

・地域の雇用の創出や耕作放棄地の解消等、地域の活性化に資する活動
・小学校等での農林漁業体験や伝統料理教室等による食と農林漁業に関する教育活動
・その他、女性が地域社会参画に向けて取り組む諸活動
・政策・方針決定過程への参画を推進するため、農林水産関係組織・団体における役員等への女性登用に積極的に取り組む活動

【募集対象】

農林水産業に従事している女性が構成員（臨時雇用者を含む。以下同じ。）の概ね半数以上の団体。登用に係る事案については、農業協同組合、ＪＡ女性組織協議会、農業委員会（農地利用最適化推進委員への登用含む。）、漁業協同組合、森林組合、共済組合、女性組織等の取組。

Ｃ　女性起業・新規事業開拓部門

農山漁村の女性が中心となり、女性ならではのアイディア等に基づき地域資源を活用した起業活動や輸出、スマート農林水産業、農福連携等の導入により女性が農林水産業経営に積極的に参画し、女性ならではのアイディア等に基づき新規事業・部門等を設立し概ね５年以内に経営上の成果を上げている取組。

【募集対象】

女性の個人又は農林水産業に従事している女性が構成員の概ね半数以上の法人もしくは役員の概ね３割以上が女性の法人。

Ｄ　女性活躍経営体部門

女性を積極的に雇用し、キャリア形成・能力開発に関する取組みや育児・介護などに関する就業規則等を整備し、女性が働きやすい環境整備に取り組むとともに経営方針等に女性が参画し、実践している概ね５年以内の農林水産業を営む経営体の取組。もしくは、家族経営協定の締結をきっかけとして、女性が活躍できる環境を整備し、女性が積極的に経営に参画している概ね５年以内の取組。

【募集対象】

女性自らが経営者となり活躍している経営体又は女性役員・従業員が活躍できる環境を整備している経営体。水産分野については、加工業者を含む。もしくは、家族経営協定を締結している個人又は夫婦。

Ｅ　若手女性チャレンジ部門

農林水産業の振興及び農山漁村の活性化のための活動等を積極的に実施し、かつ、今後地域の農林漁業の発展を担い、リードすることが期待される概ね４５歳未満の女性（以下「若手女性」という。）が以下の活動等を実施する概ね５年以内の取組。

なお、団体にあっては、役員等に若手女性が含まれており、かつ、構成員に複数の女性が含まれているものとする。

・他産業で培った知識や経験を活かして取り組む起業や地域活動
・農林水産業の担い手や女性の起業を支援する活動
・これまで女性が携わることの少ない、あるいはなかった経営技術等の習得などによる積極的な経営参画・起業活動
・その他起業、地域活性化に向けて取り組む諸活動

Ｆ　地域子育て支援部門

農林漁業者及び農林漁業団体が自ら行う、又は、農林漁業者及び農林漁業団体が都道府県・市町村・民間団体等と連携し行う、農山漁村の特色・課題を踏まえた地域の子育て支援、児童・学童の健全な育成に資する以下の取組。

・保育所、学童保育、子育て支援広場等の設置・運営
・子ども食堂、フードバンク
・農林漁業体験、環境教育、酪農教育ファーム
・森の教室、森のようちえん等

３　提出書類

（１）全部門（Ｂ部門の女性の登用に係る事案を除く）

①　個人または団体の概況（別紙様式１－１、１－２）
②　個人は構成員名簿（家族構成表）（別紙様式２）、団体・組織は役員名簿（任意形式）
③　地域の概況（別紙様式３）
④　市町村長等による推薦理由書　（別紙様式４）
⑤　活動報告書（参考様式）

⑥　地方公共団体・農林漁業関係団体等が当該個人又は集団に対して行った支援内容等（別紙様式５）
⑦　その他別添資料（その他の参考資料）
※Ｄ部門の家族経営協定に係る事案は最新の家族経営協定写しを添付

（２）Ｂ部門の女性の登用に係る事案
①　市町村長等による推薦理由書（別紙様式６－１）
②　女性登用組織参画部門推薦調書（別紙様式６―２、６－３）
③　女性登用に関する取組実績（被推薦者の取組内容により以下の様式を選択）
・女性登用に取り組んだ被推薦組織が「農林漁業関係協同組合」の場合（別紙様式６－４－１）
・女性登用に取り組んだ被推薦組織が「農業委員会」の場合（別紙様式６－４－２）
・女性登用に取り組んだ被推薦組織が「女性組織」の場合（別紙様式６－４－３）
④　活動報告書（別紙様式７）

４　審査方法
（１）審査は、別表に掲げる者で構成する審査会で行うものとする。
（２）審査会の審査長は熊本県農林水産部生産経営局担い手支援課長を充てる。
（３）審査を適正かつ円滑に行うため、部会審査会をおく。部会審査会は、部会審査長及び部会審査員、専門審査員で構成する。
（４）部会審査長は、必要と認めるときは、補助者を選任することができる。
（５）審査会及び部会審査会等は、必要に応じて審査長が召集する。
（６）審査は書類審査とし、部会ごとに行う。
（７）審査長は、各部会審査長から報告された審査結果について審議を行い、必要に応じて現地審査を実施し、選賞及び全国表彰事業推薦の個人又は団体を選定する。

５　審査基準
別添１「熊本県農山漁村女性活躍表彰審査基準」のとおり

６　被表彰者の選定
審査会において、原則として、各部門の１位の個人又は団体を「熊本県知事賞」候補、その他を「奨励賞」候補として選定する。

７　全国表彰事業への推薦
部会審査会においては、農山漁村男女共同参画推進協議会主催の「農山漁村女性活躍表彰」へ推薦する個人又は団体を、各部門の業種毎に選定することができる。「農山漁村女性活躍表彰」へ推薦する個人又は団体の選定方法については別に定める。

８　その他
この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

「農山漁村女性活躍表彰」へ推薦する個人又は団体の選定方法

１　目的

熊本県農山漁村女性活躍表彰実施規程７の規定に基づき、必要な事項を定める。

２　「農山漁村女性活躍表彰」へ推薦する個人又は団体の選定方法

部会審査会において、「農山漁村女性活躍表彰」への推薦の妥当性を、「農山漁村女性活躍表彰」の審査基準等に照らし合わせて審査し、妥当と判断された場合に、「農山漁村女性活躍表彰」へ推薦する。なお、同一部門の同一業種に複数の推薦があり、妥当と判断された個人又は団体が複数いる場合は、採点表による得点が最も高い個人又は団体を「農山漁村女性活躍表彰」へ推薦する。